令和５年度　第１回大阪府文化財保護審議会　文化財指定にかかる諮問と質疑

（１）新指定候補「河合寺木造役行者倚像」（有形文化財　美術工芸（彫刻））について

調書に沿って説明

「河合寺木造役行者倚像」の質疑応答

**○会長**　私から２点伺いたい。２ページの下から４行目「像底の墨書の一部が現状目視で確認できな

い」というのは先ほどの説明によると、３ページの冒頭の脚部材膝の裏面「頼暹」の「暹」の字が一

字見えないということになる。現状を示すということで、詳しく書いておいたらどうか。「像底では

なくこの脚部材膝裏面で一字見えない。」と書いておけば、現状を表現できるのではないか。結論に

も少し関わり、３ページの一番最後の行「以上を根拠に、本像からは制作年代のほか四天王寺の大仏

師を象徴する人物が存在したこと」とあるが、この墨書では、四天王寺はおそらく四天王寺であろう

ということだが、頼助が大仏師であるかどうかということは、書かれていない。３ページの下から５

行目に先ほどの写真で、頼円さんと実円さんと舎弟の頼基という人物がいて、「頼」と名乗っている

のが大仏師なんだろうという推測はできると思うが、本尊から大仏師を称する人物がいるとは言えな

いのではないか。また、３ページの墨書銘の解説の２行目「大仏師頼助であると」断定しているとこ

ろを、書き方を検討されてはどうか。

**○事務局**　承知いたしました。ありがとうございます。

**○根立委員**　岩崎先生の指摘はごもっともである。「四天王寺住」かもしれず、普通は大仏師を称する

例は鎌倉時代から認められるが、自称に近いものから、正式の職として、東寺の大仏師のように、

代々相伝されているものもある。東寺を例に、寺の名前だけで止めていることはない。名乗る場合

は東寺大仏師と名乗り、あるいは名乗らないところがあるため、結局相伝できなかった可能性さえ

あり、正確な言い方ではない。３ページ目「銘文の墨書銘の記すところによれば」から「四天王寺

大仏師頼円」は、例えば「四天王寺に関わる仏師頼円によって」、３ページ目の終わりから２行目

は「14世紀中の四天王寺に関わる仏師による作例が」、４ページ目の一番最初の行は、これは明ら

かに銘文に大仏師と言っていないため、「四天王寺に関わる仏師が存在したこと」、４行目は「ま

た墨書銘から四天王寺に関わる仏師の存在が示されている」と直した方が良い。相伝できなかった

という気もするため、そのように改めた方が良い。

**○事務局**　ご指摘ありがとうございます。

**○根立委員**　もう一点は、一言も触れていないが、この像自体が重要美術品であったということは、触

れないといけない。要は何年の認定かわからないが、重要美術品という戦前に第二次世界大戦以前

に、ボストン美術館に吉備大臣入唐絵巻が流出して大騒ぎになり、海外に流出するのを防ぐために

重要美術品の制度が始まり、それが文化財保護法が1950年に成立するときに、重要美術品から重要

文化財にできなかったものが多量にあり、特に刀や宸翰の類が多様に今もかなり残り、これは後で

説明される登録制度にも関わるが、認定するだけで、補助金も出なければ何もないという制度で、

市町村と都道府県でしかるべき保存の措置を取った方が良いので、指定するのは良いが、重要美術

品であったということは、価値評価の一つであるため、触れておくべきだと思う。

**○事務局**　はい。註4で軽く触れている。

**○会長**　本文に入れても良いのではないか。

**○事務局**　はい、ありがとうございます。

**○根立委員**　他の県でも時々重要美術品のものを指定にしたりと整理している例があり、これは府指定

になっても何もおかしくない。本来価値あるものはきちんとした制度のもとに置いた方が良い。

**○橘委員**　付属品、岩座や方座、新しく補った部分も、この指定の対象になっているのかどうかが、文

章から分からなかった。含めるのであれば、黒漆のあたりや、写真がこれで全体像なのか分からな

いので、含まれているのかどうかを確認したい。持っているもの等も含まれるのであれば、それに

ついてもこの写真だけでは分かりにくいと思う。

**○事務局**　基本的には指定の際には、こういった後ほど補われた台座などは含まないものと考えてい

る。持ち物についても、含まないのもので、基本的にはその当初の様を残している、本体部分を

指すという認識である。

**○会長**　根立先生から何か価値評価などあるか。

**○根立委員**　鎌倉くらいから遺品があるが、時代が下るにつれて、面貌等の変化が出てくる。そういう

意味では中世後期、室町頃の色々な作風からも言えるが、銘記があり、南北朝と室町初期と分ける

のはどうしてかと言われるかもしれないが、美術史の時代区分でいうと、室町初期に作者がそのこ

ろ河内周辺を中心に活躍している仏師の作例であるということで、役行者ある意味ではゆかりの地

で遺品としても評価できる。そういう意味で、大阪府の指定としてふさわしい。

**○会長**　府の指定にふさわしい。特に墨書があるということで、非常に大きな意味を持っているといえる。

（２）新指定候補「瓜生堂遺跡出土銅戈」（有形文化財　考古資料）について

調書に沿って説明

「瓜生堂遺跡出土銅戈」の質疑応答

**○会長**　10ページ、銅戈の概要の３段落目１行目「頂点に間が空いているものが多い」これは、どうい

うことか。

**○事務局**　報告書に記載があったので、そのように入れていたが、表現が分かりにくいと思い、最

初に郵送した資料から表現を修正した。

**○菱田委員**　同じところを指摘して、別の表現に改まっている。岩﨑先生が仰るように、この文章だと

何のことか分からない表現だったため、物に即した表現に改められた。

**○会長**　同じ段落、最後の行「武器としての機能が形骸化した様相が伺える」とあるが、そもそも銅戈

というのは祭祀具として広がっていった、と後の方に説明としてあった。平べったくて、小さく、薄

くなっているところが、今回のものの特徴だと思うが、この言葉を使って表現をするには、積極的な

意味はどこにあるのか。さらに気になったのは、大阪湾型の銅戈というものの特徴の中で、これがど

こに位置づくのかという話と、銅戈一般の話が混ざったような感じで、よく分からなかった。

**○事務局**　そもそも、大阪湾型の銅戈全般が完全に武器としての機能を失っており、最初の特徴から見

てもいえるところで、あえてこの説明を入れる必要はないかもしれない。単純に刃部の様子や観察

できるところから、武器として全然意味がない形になっているという説明を加えようと思い、この

表現を入れた。全体の祭祀からみると、そもそも既に失われたものであるというのは間違いないの

ではないかと考えている。

**○菱田委員**　銅戈そのものも銅剣・銅矛などと同じように、元々は朝鮮半島で武器であったものが導入

されたが、日本列島では初期の段階からそれを祭祀に使っていたり、装備したりするため、次第

に武器の役割を失っていくという流れにある。大阪湾型銅戈が出現する段階では武器として実際使

うことはなくなっている段階になっている。しかし、大阪湾型銅戈を並べてみても、古いものは桜

ケ丘など、まだ少し武器的な様相である。要するに、元々は中国で馬の脚を刈る戦場で使う武器だ

ったのが「戈」であるが、その直交方向に取り付けるための「なかご」が初期はかなりしっかりし

ており、凸型をしている。大阪湾型も初期のものはしっかり柄に取り付けられるかなというものだ

が、これが著しく弱く、絶対取り付けられないような形状になったり、もっと著しいものは刃を研

がなくなるというのが大きな特徴で、もう武器の要件が何も残ってないくらいに退化しているのが

本例の特色といえる。それを強調しようとしてこのような表現になったと思うが、少し説明不足だ

とは思うため、銅戈全体の流れを少し補足した中で、武器らしさがほとんど残らない状態になって

いるという表現をした方が良い。

**○会長**　大阪湾型銅戈の特徴というのが、その前の段落の「樋の先端が分かれ、その中に鋸歯文が出

されている」というところだけになっている。他にも大阪湾型がその全体銅戈としてどういう位置

にあるのかというところを表現した方がよい。

**○菱田委員**　銅戈全体と大阪湾型銅戈の関係がわかるような１文は少し必要と思う。単に分布だけでは

なくて、物作りで分布していくものであり、今回の特色というのは、銅鐸の変遷や、銅鐸の機能な

どと非常に似通ったものであるということが、大阪湾型銅戈の場合言うことができ、それが先ほど

の説明の中でもあった、石型から土型へという変化もほぼパラレルか、もう少し銅戈の方が早いか

もしれないが、銅戈そのものは銅鐸に比べるとずっと数は少ないが、両方合わせて見ていくこと

で、近畿地方の弥生時代祭祀が分かるということになる。評価のところでは、大阪湾型と銅戈との

違いをもう少ししっかり出すように。先ほどの説明で度々銅鐸が出てきたのはそういうことと思っ

て聞いていたが、そこまで言わないと単に武器の様相がなくなるということまでは伝わらない部分

があると思う。

**○事務局**　特徴のところで武器としての機能を入れるよりは、評価のところで評価全体の銅戈とはどう

いうことかというのを少し付け足すようにする。

**○会長**　11ページの説明の中でも同様で、後ろから３段落目「また出土状況についても」というところ

で、意図的に埋めた状態で見つかるものと、埋められていない状態で置いておいたり壊れていた

り、というあたりが違うということか。

**○事務局**　特に古いものに関しては、桜ケ丘の例のように埋められた状態で出土するものが多いが、よ

り新しいものになると、本当に廃棄されたような状態である。破片などで出てきて廃棄されたもの

が、新しくなるほどそういう状況になってくるのは、一般的な傾向としてある。瓜生堂については

位置付けが難しいところもあるが、完形のまま、河川の埋まった後に捨てられていたのか、置かれ

ていたのか分からないが、そういう状態で出てきたという特徴があることは、説明できると思う。

**○会長**　「貴重な」というと、何か意味が既に出されてるように思う。「珍しい」などとは違うのか。

**○事務局**　書き方としては「考古学的に貴重な」や「希少な出土事例」などである。

**○菱田委員**　考古学の場合、出土事例、どうやってそれが出てきたか、という情報があるのか、ない

のかで、すごく単に美しい物として素晴らしい、ではなくて、出方がわかるといったところが重要

である。穴を掘ってきっちり埋めていたか、何か瓦の上に置かれていたかというのが、違いとして

はっきりわかる。調査で出てきたことの貴重性、重要という方が良いかもしれない。

**○事務局**　はい。少し言葉足らずでした。

**○会長**　貴重か重要かという言葉遣い、素人が読んで分かりそうな感じかという視点についてである。

**○根立委員**　これは単独出土ということであるが、17ページの下、瓜生堂遺跡の他にも出土している銅戈がある。これは今回の指定書とするものとは全く関係ないのか。

**○事務局**　はい。冒頭、遺跡の概要で書いているとおり、1965年の今回の調査に先立つ工業用水の埋設

管の現場で土砂の中から見つかっているものである。当時は青銅製武器として、先っぽ部分しかな

かったため、どちらか分からないが、実際見ると銅戈であることは間違いないが、出土状況など読

めないものであり、破片となってしまっている資料のため今回は同じのものとして扱っていない。

**○根立委員**　出土状況を説明する文章の中で図３、図４で、出土場所がある程度図面上で明確にできる

のであれば、ポイント入れていただきたい。

**○事務局**　当時の報告書では、どこから出土したまでは明記しておらず、地図上でもこの土層断面図上でも明記してないため、こことは言い切れない。写真もこれしかなかったため、そこまで判断できなかった。文献については調べており、分かれば伝える。

**○会長**　河川の埋土上面とは言えるのか。言えるのであれば書いて欲しい。

**○事務局**　今のところ図面上の記録がないため、できる限り情報収集する。

**○会長**　なくても上面と言えるということか。

**○事務局**　報告書にそのように記載されており、そこに頼るしかない。

**○菱田委員**　報告書の文章記述での判断で、図面上にはここというのがない状況である。我々が調査し

たときも、報告者に聞き取り調査を行うしかないという話になった。貴重な情報のため、報告者が健在の間は、そういう努力は必要である。先輩職員に当たっていただければと思う。

**○事務局**　始めているところではあるが、今回は追いつかなかったところである。

**○会長**　今後調査していただき、ブラッシュアップしていただきたい。菱田先生からこの件について、

ご意見を頂戴できればと思う。

**○菱田委員**　最後の表のとおり、かなり希少な資料であり、一括で国宝になっている桜ケ丘を除くと、

まだ十分な指定等の措置もとられていないものが多いという状況で、近畿地方の青銅器の鋳造技術

と、これを使った祭祀を知る上では最も良い資料であることは間違いないと思う。ただ調査が近畿

道ができる前の時代のものであり、補足の必要があると思っているが、銅鐸の変遷等がよくわかっ

ている中に、ちょうどはまる良い資料だと思うため、大阪府指定文化財になる価値ある資料である

と考えられる。

**○会長**　今日の議題に関する審議はこれにて終了する。次回開催の審議会までに、ご担当の先生方にお

かれましては、諮問を受けました文化財について十分なご検討をお願いしたい。

（３）大阪府登録文化財制度について報告

〇根立委員　府登録となった文化財に対して、助成金や補助金の制度は設定されていないのか。

〇事務局　今のところ、制度上設けられていない。

〇根立委員　財政的な問題もあると思うが、考えてもらいたい。重要なメリットの一つとして、検討していただきたい。

〇事務局　予算化に向けて、機運を高めてまいりたい。

〇佐島委員　今回の府登録制度の拡充に合わせて、府指定方針についても見直してよいのではないか。

〇事務局　仰る通り、府指定方針についても見直すべき時期にきていると考えている。改正した府指定方針をお示しできるよう、来年度検討を進めてまいりたい。委員の先生方におかれては、ご指導をお願いしたい。

〇菱田委員　府登録文化財制度は大阪府文化財保存活用大綱の趣旨にも沿うものであり、文化財の府登録を推進していただきたい。

〇事務局　承知した。